

後見センターだより（第46回）

1 はじめに

後見センターでは、極めて多数の事件を扱っているということもあり、後見人等又は後見等監督人¹が在職中に亡くなるという事案が生じることがあります。このような場合の事務処理について詳しく論じた文献に乏しいこと也有って、その都度、限られた時間の中でその対応に苦慮しているというのが実情です。

そこで、今回は、万が一の場合に備えるとの観点から、後見人等又は後見等監督人が在職中に死亡した場合の事務処理として、①引継ぎ等の事務と②在職中の報酬について少し整理してみようと思います。

2 後見人等死亡後の引継ぎ等の事務について

(1) 後見等の終了による効果と後見センターによる取扱い

後見人等の死亡は、後見人等が「欠けた」²場合として後見等の相対的終了事由となり³、民法870条⁴や654条⁵などの規定が適用又は準用されます。

民法870条は、後見終了時の管理計算義務を規定しており、後見人等が死亡した場合にはその相続人がこの義務を負うと定めています。また、この管理

¹ 後見人、保佐人及び補助人を総称して「後見人等」といい、これらの者の監督人を総称して「後見等監督人」という。また、後見、保佐及び補助を総称して「後見等」という。

² 民法840条1項後段、843条2項、876条の2第2項、876条の7第2項

³ ただし、後見人等が一人でない場合には、そのうちの何人かが死亡したとしても後見人等が「欠けた」場合には当たらないから、相対的終了事由にはならない。

⁴ 民法876条の5第3項、876条の10第2項で準用。ただし、保佐人及び補助人については、財産管理行為の代理権（これに付随する財産管理権）が付与されていない場合には、その前提に欠けるため、管理計算義務は生じない。

⁵ 民法874条、876条の5第3項、876条の10第2項で準用

計算義務とは別個の義務として⁶、後見人等は、後見等の終了に伴い、本人⁷の財産を保有（占有）する権限である財産管理権を失いますので、保有する本人の財産（管理財産）を返還する又は引き継ぐ義務を負うことになります。後見人等が死亡した場合には、やはりその相続人がこの義務を負うと解されます⁸。

5 もっとも、管理計算義務については、これを相続人に課すことに疑問を呈する見解もあること⁹や、新たに選任された後見人等が従前の財産管理に問題がないかを確認すれば足りると考えられること¹⁰などから、後見センターでは、後見人等が死亡した場合に、その相続人に管理計算報告を促すことは原則しておらず、速やかに後任の後見人等を選任した上で、滞りなく管理財産の引継ぎを受けてもらうことにしています。後任の後見人等が速やかに選任されることで、民法654条所定の「急迫の事情」が生じるような事態もおおむね避けられるものと思われます。

(2) 万が一の場合に備えて

15 このように、後見人等が死亡した場合には、実務上は、可及的速やかに後任の後見人等を選任することが肝要となります。家庭裁判所は、後見人等が死亡した事実を当然には知ることができません。また、上記のとおり、管理財産

⁶ 大審院大正7年5月23日第二民事部判決・大審院民事判決録24輯1027頁参照

⁷ 被後見人、被保佐人及び被補助人を総称して「本人」という。

⁸ 相続人は、後見人等が保有していた本人の財産に係る占有を承継することになる。

⁹ 於保不二雄ほか編・新版注釈民法(25)親族(5)（改訂版）466頁

¹⁰ 相対的終了の場合に管理計算報告の相手方（請求権者）となるのは、後任の後見人等であると解されている（松川正毅ほか編・新基本法コンメンタール親族（第2版）329頁）。そうであれば、家庭裁判所による監督の在り方として、少なくとも年に1度は家庭裁判所に対して財産管理業務の報告（管理計算報告）が行われていることを前提として、後任の後見人等が既に報告済みの財産の状況と引継ぎを受けた財産の状況との整合性の確認をすれば足りるとすることには合理性があると考えられる。もとより、これは、家庭裁判所から報告を促すことは原則しないというにとどまる運用であるから、後任の後見人等が管理計算報告を求めるここまで否定するものではない。

の引継ぎ義務を負うのは後見人等の相続人であるのが建前なのですが、相続人が確定しないとか、相続人には管理財産の内容や所在が分からぬといった事情によって管理財産の引継ぎが遅れることは、相当ではありません。

そこで、特に三士会¹¹所属の後見人等におかれでは、日ごろから、管理財産の内容や所在が第三者にも分かるようにしておくとともに、万が一死亡という事態が生じる場合にも備えて、裁判所への速やかな連絡と管理財産の引継ぎを事実上行うべき者を定めておくようお願いします¹²。例えば、所属事務所の事務員等が所属会と裁判所に連絡する態勢をとっておくことや、所属会において後任の後見人等の候補者を推薦したり、所属会の監督下において管理財産の事実上の引継ぎを行える態勢を整えておくことが考えられます。

(3) 死後事務のみが残っている場合

本人が死亡した後に、その後見人等が本人死亡後の事務（死後事務¹³）を遂げる前に死亡したという事案もありました。このような場合には後任の後見人等を選任することができませんので、死後事務を誰がどのように行うべきなのか、また、できるのか、非常に悩ましい状況となります。この事案では、後見人等の所属会のご協力により本人の相続人への管理財産等の事実上の引継ぎを行うことができました。今後も、事案によっては、三士会のご協力をお願いすることもあるかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

3 後見人等又は後見等監督人の在職中の報酬について

(1) 後見人等又は後見等監督人の相続人に対する報酬付与

¹¹ 大阪弁護士会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部、大阪社会福祉士会を指す。

¹² 後見等監督人が死亡した場合についても、家庭裁判所はその事実を当然には知ることができないので、家庭裁判所への速やかな連絡が行える態勢を整えておくようお願いしたい。

¹³ 死後事務については、本連載第6回、第7回、第8回、第19回、第21回、第22回、第42回の記事を参照されたい。

民法 862 条は、「家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる。」と規定しています。同条は、後見事務は公益的あるいは社会福祉的な意味が強いことから無償が原則で、後見人には報酬請求権がないものの、家庭裁判所が諸般の事情を考慮して後見人に報酬を与えることを認めた趣旨の規定であるとされており¹⁴、後見人に報酬を与えるべきか否か、また報酬を与えるべき場合にその額をいかにすべきかについては、いずれも家庭裁判所の裁量に委ねられて いると解されています。家庭裁判所は、一般には、後見の期間、後見人の職業、後見人と本人との親族関係の有無、後見の事務内容や困難度、管理する財産の額や内容等の事情（以下、これらの事情をまとめて「報酬算定の基礎事情」といいます。）を考慮することで、後見人に報酬を付与するかどうか、また、その額をいくらにするかを判断しています。

後見人が在職中に死亡した場合については、大審院の判決¹⁵に依拠して、家庭裁判所は民法 862 条に基づいて後見人の相続人に対して報酬を与えることができるとするのが実務の扱いとなっています¹⁶。民法 862 条の規定は、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人及び補助監督人についても準用されています¹⁷ので、これらの者が在職中に死亡した場合についても、同様に、家庭裁判所はその相続人に対して報酬を与えることができるとするのが実務の扱いで

¹⁴ 前掲新版注釈民法(25)（改訂版）437頁

¹⁵ 大審院昭和3年2月6日第一民事部判決・大審院民事判例集7巻1号21頁。

同判決は、昭和22年法律第222号による改正前の民法925条について、「民法第925条ハ親族会力後見人ノ在職中之ニ報酬ヲ与フルコトヲ得ル旨ヲ規定シタルモノナリト雖後見人力在職中死亡シタル場合ノ如キハ其ノ相続人ニ報酬ヲ与フルコトヲ得セシメタル趣旨ナリト解スルヲ相当トス」と判示している。同条と現行の民法862条の規定とは、「家」制度の廃止に伴って報酬を与える主体が家庭裁判所に改められるなどしたほか、基本的に変わりはない。

¹⁶ 司法協会「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究－別表第一事件を中心に－」200頁、前掲新版注釈民法(25)437、438頁

¹⁷ 民法852条、876条の5第2項、876条の3第2項、876条の10第1項及び876条の8第2項

す。

(2) 後見人等又は後見等監督人の相続人による報酬付与審判の申立方法

後見センターでは、後見人等又は後見等監督人が在職中に死亡した場合において、その相続人が報酬付与審判の申立てをするときは、原則として、相続関係を明らかにする戸籍等の資料の提出とともに、その相続人全員による申立てをするか、あるいは、相続人全員の同意書（申立人たる相続人に報酬を付与することについての同意書）を提出することを求めています。また、複数の相続人が報酬付与審判の申立てをする場合には、各自に付与する報酬額の割合の希望などを示してもらうことが望ましいと考えています。このような取扱いは、

次のような理由によるものです。

上記(1)のとおり、後見人等又は後見等監督人が在職中に死亡した場合に、家庭裁判所は、民法862条に基づきその相続人に対して報酬を与えることができますが、この場合の報酬は、後見人等又は後見等監督人が在職中に行った事務を対象とするものです。家庭裁判所は、在職中に生じた報酬算定の基礎事情に基づいて報酬額を算定します。そうすると、家庭裁判所としては、報酬付与審判の申立てをする者が後見人等又は後見等監督人の相続人であることさえ確認できれば、その者に対して上記のとおり算定した報酬の全額を付与する審判をすれば足りることになります。後に他の相続人が報酬付与の申立てをしてきたとしても、この申立てに基づいて再度報酬を算定するということにはならず、この申立ては却下することになります。しかし、このような取扱いは、相続人間の公平を害し、将来相続人間で無用なトラブルを生じさせるおそれが大きいものといわざるを得ません。報酬付与について家庭裁判所に諸般の事情を考慮して相当な判断をするよう裁量を与えた民法862条の趣旨に反するともいえます。そこで、後見センターでは、この項の冒頭の段落前段に記載したように相続人全員による申立てをするか他の相続人全員の同意書の提出を求める原则とする運用をしています。

また、報酬の内容は家庭裁判所の審判によって具体化されるものであるところ、上記(1)で述べたように家庭裁判所には報酬付与するかどうかについても裁量が与えられていることからすれば、後見人等又は後見等監督人の複数の相続人から報酬付与審判の申立てがあった場合に、相続人全員に帰属する不可分債権としての報酬請求権を発生させる審判をするのか、それとも、相続人ごとに帰属を分けた複数の報酬請求権を発生させる審判をするのか、また、後者の場合にそれぞれの相続人に与えられる報酬額（報酬算定の基礎事情に基づき算定される報酬額の配分割合）をどのように割り振る内容の審判をするのかといった事項についても（以下、これらをまとめて「報酬額の割合等に関する事項」といいます。）、基本的には家庭裁判所の裁量に委ねられているものといえます。
もっとも、家庭裁判所が報酬額の割合等に関する事項を自ら適切に判断するためには、それ相応の事情を把握する必要がある一方で、その把握のために多くの時間をかけて審理を行うというのは相当ではありません。そもそも、報酬額の割合等に関する事項については、報酬付与審判の申立てを行う複数の者らの間で合意ができているのであれば¹⁸、その合意に従った審判をするのが適切です。こうした理由から、後見センターでは、報酬付与審判の申立てをする相続人が一人でない場合には、この項冒頭の段落後段に記載したように、各自に付与する報酬額の割合の希望などを示してもらうことが望ましいと考えております。こうした申立てをする場合には、上記の希望なども示すことができるよう、あらかじめ申立人（相続人）間で話し合いをしていただくようお願いします。

4 おわりに

¹⁸ ここでいう「申立てを行う複数の者らの間で合意ができている」とは、前述した「他の相続人全員の同意書」が得られていることを前提としている。つまり、①相続人全員の間で、一部の相続人が報酬付与審判の申立てをすることを合意した上で、②申立てを行う複数の者らの間で、報酬額の割合等に関する事項について合意ができていることを指す。

今回は、後見人等又は後見等監督人が在職中に死亡した場合の引継ぎ等の事務と在職中の報酬について取り上げました。上記1にも記載しましたように、このような事案を詳しく論じた文献に乏しいこと也有って、事案の処理について理論的に詰めた検討をすることが難しく、いわゆる「実務上の知恵」によってとりあえずの解決を図ったり、三士会からの事実上のご協力を得ることでその場を乗り切ったりする場面も少なくないように思われます。本稿もその域を出るものではありませんが、後見センターとしては、皆様からのご助言や援助もいただきつつ、事案の適切な処理を図るべく知恵を絞って検討していきたいと考えております。今後とも、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

◎小窓 「令和7年1月から、家庭裁判所の後見関係事件でも郵便料の電子納付が可能になりました！！」

本コラムでは、後見事件の受付担当の立場から、郵便料の電子納付にあたって注意していただきたい点をご説明します。なお、以下の点は、本掲載時点（令和7年6月現在）のものであり、今後変更が生じることがあります。

- 1 保管金をインターネットバンキング又は Pay-easy 対応のATM等から、原則24時間365日いつでも電子納付することができます。

電子納付をするためには、事前登録が必要となります。詳細は、裁判所のHPでご確認ください。なお、利用者登録は、申立人又は手続代理人名で申請していただく必要があります。

- 2 全ての申立てで郵便料の電子納付が可能というわけではありません。どの事件で郵便料の電子納付が可能であるかは、大阪家庭裁判所のHPを必ずご確認ください。
- 3 郵便料の電子納付が可能な場合でも、郵便切手の予納が必要となります（成年被後見人に宛てた郵便等の配達の嘱託を除く。）。前項と同様、大阪家庭裁判所のHPをご確認ください。

ただ、郵便料の電子納付だけではなく郵便切手の納付も必要としている点に疑問をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。その理由は、事件処理にあたって郵便切手が必要となるためです。例えば、裁判所から後見登記の嘱託をした後に、東京法務局から後見登記嘱託書副本に登記番号等を記載した書面が返送されますが、その返送料として郵便切手が必要となります（後見登記等に関する省令33条3項）。

- 4 電子納付をする場合又は郵便切手のみを納付する場合のいずれであっても、裁判所で実際に使用する郵便料の額に違いはありません。
- 5 郵送申立ての場合、送付書や付箋等への記載で結構ですので、郵便料の電子納付を希望する旨と登録コードを記載してください。
- 6 申立ての受付と同時に、保管金提出書を交付することはできません。

立件事務及び保管金提出書発行に時間要するため、事件の受付をする後見受付係から当該事件が担当係に配てんされた後に保管金提出書を発行する扱いとしています。この取扱いは、保全事件でも同様です。

- 7 申立書等を窓口に持参して申立てをされる場合は、収入印紙及び郵便切手を事前に購入してください。大阪家庭裁判所内に売店がないため、同庁舎内で収入印紙や郵便切手を購入することはできませんのでご注意ください。